

< 市民による外環道路問題連絡会・三鷹 >

(略称)市民外環連絡会・三鷹

この会は、外環道路「住民投票」請求署名の1万1千221筆にこめられた、一人一人の願いを土台にします。外環道路計画がもたらす重大な問題を、市民の立場から、明らかにします。市民意思を尊重、集約、反映し、問題を解決することをめざします。

1) 名称

この会の名称は、「市民による外環道路問題連絡会・三鷹」略称(市民外環連絡会・三鷹)とします。

2) 目的

外環道路問題を明らかにします
外環道路問題について、市民の意思を尊重し、集約し、反映します。
他地区、他団体、行政、議会などと、話し合いを持ち、外環道路問題に取り組みます。

3) 活動

この会は、その目的のために次の活動を行ないます。
○外環道路問題についての問題提起。(集会の開催、署名活動など)
 広める活動(ニュースの発行など)
○学び深めあうための活動。(説明会、セミナー、展示会などの企画と開催)
○外環道路事業着手容認の是非について、市民意思を集約する活動
○外環道路問題についての情報と資料の収集
 行政、議会への働きかけと話し合い
 他地区、他団体との交流と協力
○その他、目的を実現するための諸活動

4) 賛同人

この会は、この会の目的に賛同する、賛同人で構成されています。
目的に賛同くださる方であれば、どなたでも賛同人になれます。
賛同人は、会が関係する集会、説明会、セミナーなどについての開催連絡をうけ、自由に参加することができます。

(1) 種別

- 賛同人 - この会の目的に賛同する個人
- 賛同グループ・団体 - この会の目的に賛同するグループ、団体または法人

(2) 協賛金

- 会の目的に賛同される方は、連絡費などとして、
年1回、一口500円、一口以上を、ご協力願います。

5) 運営

- (1) 世話人会 この会は賛同人の中の有志によって、世話人会を構成します。
世話人は必要に応じて世話人会を開き、活動と運営の根幹について、議論し、方針を決定します。
世話人の中に、代表委員、事務局担当委員を置き、その他、必要に応じて役割を分担します。
- (2) 総会 年1回、総会を開いて、世話人会が活動、人事、会計を報告します。

6) 会計

- (1) この会の経費は、協賛金、カンパ、集会参加費によってまかないます。
- (2) 会計、及び、会計監査を置きます。

7) 事務所と連絡場所

事務所を、「寺小屋」(〒181-0001 東京都三鷹市井の頭3-32-15-1F TEL/FAX0422-47-3778)におきます。
この会への連絡のために「三鷹市市民協働センター」内のレターケース(〒181-0013 東京都三鷹市下連雀4-17-23)を活用します。

8) 会則の実施

この会則は、2007年10月14日から実施します。